

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	伊根町

伊根町鳥獣被害防止計画（第7期）

<連絡先>

担当部署名 伊根町地域整備課
所在地 京都府与謝郡伊根町字日出651番地
電話番号 0772-32-0505
FAX番号 0772-32-0447
メールアドレス info@town.ine.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	京都府与謝郡伊根町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和7年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻、そば	22	206
ニホンジカ	そば、水稻、野菜、いも	825	2,299
ニホンザル	野菜	2	203
ツキノワグマ	—	—	—
計		849	2,708

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>年間を通じて町内全域に出没しており、農作物全般に被害を与えている。</p> <p>また、農作物被害の他に農地や畦畔等の掘り起こしなど農業基盤への被害も発生している。</p> <p>豚熱の影響により農作物被害が一時的に減少していたが、徐々に被害が増加している。</p>
ニホンジカ	<p>年間を通じて町内全域に出没しており、農作物全般に被害を与えている。</p> <p>近年はニホンジカによる被害が増加傾向にあり、特にそばへの被害が甚大となっている。</p>
ニホンザル	<p>年間を通じて、町内全域に出没しており、恒常的に集落に出没し、瓦の破損など家屋への損傷や住民への威嚇行動などが発生している。</p>
ツキノワグマ	<p>春から秋にかけて町内全域に出没している。</p> <p>農作物への被害はないが、人の生活圏内での目撃情報が多くあり、秋には柿などを求めて集落内にも出没しており、人身被害の発生が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）		目標値（令和10年度）	
	被害面積 (a)	被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
イノシシ	22	206	18	165
ニホンジカ	825	2,299	663	1,840
ニホンザル	2	203	2	163
計	849	2,708	683	2,168

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①捕獲体制 京都府猟友会宮津支部伊根班に委託し、有害鳥獣駆除班を編成し、捕獲活動を実施	捕獲班員の高齢化により労務負担が重くなっていることから、新たな捕獲班員の確保、育成が急務となっている。
	②捕獲方法 (1) イノシシ、ニホンジカ 有害鳥獣駆除班による「箱わな」と「大型捕獲檻」での捕獲を実施 (2) ニホンザル 「大型捕獲檻」による個体数調整捕獲及び被害防止捕獲を実施 (3) ツキノワグマ 出没状況に応じ、京都府の許可を得た上で、「ドラム缶檻」での捕獲を実施	捕獲班員の高齢化に伴い、地域によっては、檻の管理が困難な状況にあり、有害鳥獣駆除班と被害地域との連携による箱わな等の管理体制の整備が必要である。 捕獲効率の低い檻もあることから、設置場所や捕獲方法の変更を検討する必要がある。 ドラム缶檻を設置しているが、捕獲に至っていない。
	③捕獲体制の整備 わな猟免許、銃猟免許、猟銃所持許可の取得、猟銃購入等に係る経費を助成	新たにわな猟免許者と銃猟免許者を確保することができたが、適正な人数とはなっておらず、捕獲活動に対する負担が特定の個人に集中している。各種免許を取得しやすい環境を整備する必要がある。

	④捕獲機材の導入 イノシシ、ニホンジカ用の箱わな等、狩猟免許を持たない農業者でも設置可能な囲い罠の導入	稼働していない「箱わな」が一部あることから、適正な管理や設置が必要な場所への移動を行う必要がある。
	⑤捕獲鳥獣の処理方法等 埋設場所の提供 埋設用機械の導入 食肉解体処理施設の支援	埋設に係る労力が特定の個人に集中している。 埋設に係る活動の協力体制の整備が必要である。
侵入防止柵の設置等に関する取組	①侵入防止柵の設置 イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル用の侵入防止柵を整備 専門家による維持管理に関する指導	侵入防止柵の維持・管理の不備等による被害が発生している。 適切な維持・管理方法及び維持・管理体制の構築を図る必要がある。
	②追払い活動 集落及び農事組合等が取り組む鳥獣追払い活動について、掛かる経費の一部を助成金として交付	追払いにかかる個人の負担が多い為、追払い煙火等の購入経費を町として支援する（補助率：3/4以内）
	③ニホンザル監視員の設置 ニホンザルの群れの行動圏を調査する監視員を設置し、収集した位置情報等をニホンザルの個体数調整に反映	ニホンザルの群れの行動範囲の調査をもとに、ニホンザル個体数調整に活用していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

捕獲に関する取組
①捕獲体制 イノシシ・ニホンジカについては、有害鳥獣駆除班を編成し、捕獲活動を実施する。また、被害地域において農業者との連携や農業者が自ら捕獲活動を実施できる体制を整える。 ニホンザルについては、個体数調整捕獲とともに加害個体については被害防止捕獲を実施する。 ツキノワグマは、京都府第13次鳥獣保護管理事業計画および第二種特定鳥獣管理計画-ツキノワグマ-に基づき、防除対策及び捕獲対策を実施、また、人の日常生活圏に出没した際は、安全確保等の条件の下で緊急銃猟を実施する。
②捕獲体制の整備 狩猟免許、猟銃所持許可の取得、猟銃の購入に関する助成金を交付し、狩猟の新たな担い手の確保を図る。

③捕獲機材の導入 鳥獣による被害が甚大な地域においては、新たに捕獲機材を導入する。
④処理加工施設の活用 処理方法は埋設を原則とし、食肉用として活用できるイノシシ・ニホンジカについては農林水産物加工処理施設で活用する等資源有効利用も図る。
被害防除に関する取組
①侵入防止柵の整備 被害地域に対しては計画的に侵入防止柵の整備を行い、維持・管理の徹底を図る。
②追払い活動 集落及び農事組合等が取り組む鳥獣追払い活動について、追払い煙火等の購入経費の一部助成の継続と補助対象経費の拡充など、地域ぐるみで追払う活動の体制を整備する。
生息地管理に関する取組
○放任果樹の除去 ニホンザル、ツキノワグマについては、放任果樹が集落への依存率を高める大きな原因のひとつとなっていることから、放任果樹の除去について、普及拡大を図る。
行動圏調査に関する取組
○ニホンザル監視員の設置 ニホンザルの群れの位置を調査する監視員を設置し、群れの行動情報の収集及び住民への通知を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>京都府猟友会宮津支部伊根班に有害鳥獣捕獲関係事業を業務委託し、有害鳥獣駆除班を編成し、被害発生地域において箱わな等による捕獲を行う。</p> <p>町職員及び民間隊員により鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲の指導や対象鳥獣の緊急的な捕獲等を行う。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得の支援 ・ 猟銃所持許可取得の支援 ・ 猟銃購入の支援 ・ ICT等を活用した箱わな等導入の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	豚熱によりイノシシの生息頭数が減り、農作物被害が減少していたが、現在は目撃情報や捕獲頭数も増加傾向にあり、農作物被害の増加が予測されることから、過去の被害などを勘案し、捕獲計画数を増加する。
ニホンジカ	目撃情報や農作物被害が多く、捕獲実績も増えている。そのため、今後も被害が増加することが予測されることから、捕獲計画数を増加させる。
ニホンザル	町内に遊動域を持つ群の内伊根D群については、個体数調整計画により捕獲を実施する。 伊根A群、伊根B群、宮津A群、その他の加害個体については、被害防止鳥獣捕獲を実施する。 なお、伊根A群、宮津A群については、個体数調整計画の策定を行う。 被害防止捕獲については、京都府の第二種特定鳥獣管理計画－ニホンザルーに基づき、*捕獲頭数を設定する。ただし、群れに対して移出入を行う可能性のあるオスの個体については、被害防止捕獲の許可頭数として定めた捕獲上限数に含めない。
ツキノワグマ	京都府の第二種特定鳥獣管理計画－ツキノワグマ－に基づき、被害防除対策を講じた上で捕獲を実施し、住民の安全の確保を図る。 なお、府の管理計画に基づいて実施する必要があるため、捕獲計画数は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	500頭	500頭	500頭
ニホンザル	7頭	7頭	7頭

※ニホンザルについては現在判明している頭数が70頭であるため、その10%の7頭とする。

捕獲等の取組内容
<p>農作物及び生活環境の被害の多いニホンジカ・ニホンザルは年間を通じて有害鳥獣捕獲期間とし、イノシシに関しては、狩猟期間を除く期間とする。ただし、生息数や被害の状況に応じて有害鳥獣捕獲期間を検討することとする。</p> <p>捕獲は伊根町全域で行い基本的にわなを使って実施する。加えて、侵入防止柵と組み合わせたわななどで効率的に捕獲に取り組む。止め刺しには銃など苦痛を与えない方法で行うものとする。</p> <p>被害が甚大なニホンザルの群れについては、別途個体数調整計画に沿って大型捕獲檻等による個体数調整捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣の止め刺しに必要なため、有害鳥獣捕獲期間は、年間を通じて実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊根町全域	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ等の有害鳥獣捕獲許可事務は、地方自治法第252条の17の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例により、町に既に事務委任されており、現行どおり実施する。(平成12年度より京都府から権限委譲済み)

4. 侵入防止柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	侵入防止柵の種類	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	電気柵・金網柵・WM柵	7 km	6 km	9 km
ニホンザル	電気柵・複合柵			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の維持・管理 ・追払い活動 ・住民向けの侵入防止柵の点検・設置・維持管理方法についての現地研修 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置 ・里山の整備 ・放任果樹の除去 ・鳥獣被害対策実施隊による上記項目の指導 ・住民向けの鳥獣被害対策研修会の開催
令和9年度		
令和10年度		

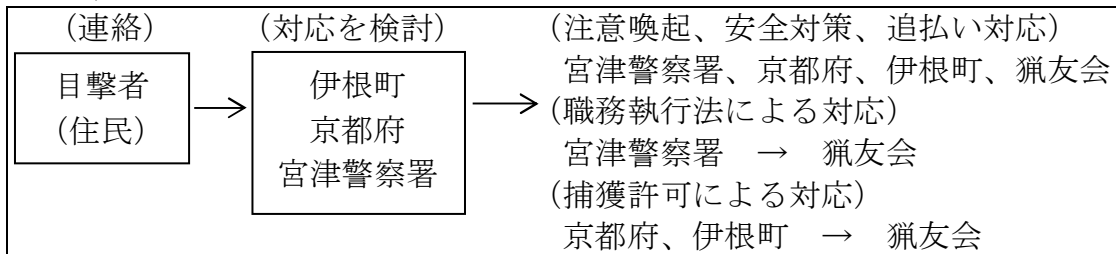
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
京都府猟友会宮津支部伊根班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・対象鳥獣の捕獲及び追払い
宮津警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官職務執行法による対応
京都府（丹後地域野生鳥獣被害対策チーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付
伊根町	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可の交付

(共通)
・情報収集及び住民に対する注意喚起、安全対策
・関係機関と連携し、対処方法を検討する。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法は埋設を原則とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣の処理方法は埋設を原則とするが、食肉用として活用できるイノシシ・ニホンジカについては、農林水産物加工処理施設へ搬入する等資源の有効利用を図る。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊根町野生鳥獣被害対策運営協議会
構成機関の名称	役割
伊根町	・事務局を置き、窓口として総合調整
宮津地方森林組合	・林業者等からの被害状況を把握し、山林における鳥獣被害情報を提供 ・緩衝帯の整備及び整備後の管理に対する助言、指導
京都府猟友会宮津支部伊根班	・有害鳥獣の捕獲 ・野生鳥獣及び狩猟に関する知識、経験を生かした農家組合等に対する鳥獣被害防止対策の助言、指導 ・新規狩猟免許取得者に対する効果的な捕獲方法等の指導、助言 ・狩猟期間における捕獲鳥獣の情報提供
京都農業協同組合	・農家組合や農家からの被害状況の把握。農地における鳥獣被害の情報提供 ・侵入防止柵の効果的な設置方法、維持、管理についての指導、助言

伊根町農業委員会	・ 農業委員を通じた農家からの被害状況の把握と鳥獣被害状況の情報提供
学識経験者	・ 鳥獣対策の助言、指導
地区区長協議会長	・ 地区住民からの被害状況を把握し、地域における被害の情報提供
丹後地域野生鳥獣被害対策チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的な取組、近隣市町の状況など広域的な視点からの情報提供 ・ 農林業被害、環境被害対策の立案 ・ 被害防止技術の支援及び普及 ・ モデル事業の推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
伊根町ジビエ会有限責任事業組合	食肉用として活用できるイノシシ・ニホンジカの有効利用

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に職員による実施隊を編成、平成26年度から民間隊員を加えニホンザル被害対策専門の実施隊を編成した。主にニホンザルの捕獲、追払い、被害状況調査、他の鳥獣も含めた侵入防止柵の適切な設置・維持管理の指導を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマの生態及び防除方法等対策をまとめたパンフレットを作成し、各戸に回覧する等鳥獣被害対策に対する意識向上を促す。</p> <p>侵入防止柵の維持・管理の方法及び注意事項をまとめたマニュアルを作成及び配布し、侵入防止柵を最大限に活用する。</p>
--